

自然災害時返済一部免除特約付住宅ローン

※1・2は同時にご契約いただけません。



1 約定返済保障型 住宅ローン金利 +年0.1%

対象となる災害

ご自宅が罹災した場合、罹災の程度*1に応じて
住宅ローンのご返済*2を一部免除 (払い戻し*3)

全壊	大規模半壊	中規模半壊・半壊
「全焼」・「全流失」を含む		「半焼」を含む
約定返済 24回分免除 (払い戻し)	約定返済 12回分免除 (払い戻し)	約定返済 6回分免除 (払い戻し)

〈ご自宅が罹災した場合の手続〉

ご自宅が罹災 → 市区町村等に罹災証明書を申請 → 市区町村等より罹災証明書を受領 → 当行窓口へ罹災証明書を提出 → 住宅ローンの免除(払い戻し)開始

罹災日から2年後の応当日までに罹災証明書を提出してください

お手続の流れ

〈免除(払い戻し)手続の流れ〉

```

    graph LR
      A[お客様] -- ①罹災証明書の提出 --> B[三井住友銀行]
      B -- ②免除(払い戻し)のご案内の交付 --> A
      B -- ③保険金の請求 --> C[保険会社]
      C -- ④保険金の支払 --> B
      B -- ⑤免除(払い戻し)の実施 --> A
  
```

*1【罹災状況の程度の目安】

■建物の主要部分の損害割合

全壊 「全焼」・「全流失」 を含む	大規模半壊	中規模半壊	半壊 「半焼」を含む
50%以上	40%~50% 未満	30%~40% 未満	20%~30% 未満

上記罹災の程度に応じて、約定返済が一部免除(払い戻し)となります。「半壊」(「半焼」を含む)以上の罹災が対象であり、「一部損壊」「準半壊」は対象外となります。

(2001年6月28日府政防第518号内閣府政策統括官(防災担当)通知に準拠) 同通知にかかる基準が変更された場合は、変更後の基準に準拠いたします。

*2【住宅ローンのご返済】

毎月の元金および約定利息のご返済(ボーナス返済併用の場合は、ボーナス返済も含まれます)を指し(「約定返済」といいます)、一部繰上返済等、随時のご返済は含みません。

*3【一部免除(払い戻し)】

本特約における免除とは、住宅ローンの約定返済を停止するものではなく、ローン契約に基づき約定返済を行っていただいた後に、所定の約定返済額相当額をお客さまの返済用預金口座へ払い戻すことをいいます。

2 残高保障型 建物ローン金利 +年0.5%

対象となる災害

ご自宅が「全壊*4」の認定を受けた場合、建物ローン*5残高の
50%相当を免除 (保険金による返済充当*6)

ご自宅が全壊と認定されたら
罹災日時時点の建物ローン残高の50%を
保険金として当行が受取り、同額を建物
ローン債務に充当

〈ご自宅が罹災した場合の手続〉

ご自宅が罹災 → 市区町村等に罹災証明書を申請 → 市区町村等より罹災証明書を受領 → 当行窓口へ罹災証明書を提出 → 建物ローン残高の50%相当を免除(保険金による返済充当)

罹災日から2年後の応当日までに罹災証明書を提出してください

お手続の流れ

〈免除(保険金による返済充当)手続の流れ〉

```

    graph LR
      A[お客様] -- ①罹災証明書の提出 --> B[三井住友銀行]
      B -- ②免除(保険金による返済充当)のご案内の交付 --> A
      B -- ③保険金の請求 --> C[保険会社]
      C -- ④保険金の支払 --> B
      B -- ⑤免除(保険金による返済充当)の実施 --> A
  
```

*4【全壊の判定基準】

①住宅建物の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住宅建物の延床面積の70%以上に達した程度のもの。

または

②住宅建物の主要な構成要素の経済的被害を住宅建物全体に占める損害割合で表し、その住宅建物の損害割合が50%以上に達した程度のもの。

①住宅建物の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積	②住宅建物の主要部分の損害割合
70%以上(延床面積)	50%以上

(2001年6月28日府政防第518号内閣府政策統括官(防災担当)通知に準拠) 同通知にかかる基準が変更された場合は、変更後の基準に準拠いたします。

*5【建物ローン】

建物取得(購入・建築・増改築)資金用の住宅ローン

*6【免除(保険金による返済充当)】

本特約における免除とは、当行が保険会社との保険契約により、保険金を受領し、建物ローン債務に充当することをいいます。

地震被害による一戸建の「全壊」例

出所:内閣府「災害に係る住家の被害認定基準運用指針 参考資料(判定の事例と損傷程度の例示)」より



・右記の写真は被害認定をイメージするために例示したものであり、今後の認定を保証するものではありません。

実際の被害認定は、「災害の被害認定基準」等に基づき、市区町村等が実施し判定を行います。

●本特約付住宅ローンの全額または一部繰上返済をした場合でも、解約返れい金はございません。
●本商品の保障内容には所定の条件があります。くわしくは裏面をご覧ください。

